

入 札 参 加 資 格 確 認 書

鳥取県西伯郡南部町長 陶山 清孝 様

案件名称：南部町役場公用車借上業務

- 1 当社は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 4 の規定に該当しない者です。
- 2 当社は、本件業務の公告日から本書提出日までの間のいずれの日においても、南部町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱(平成 16 年南部町告示第 40 号)第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていません。
また、この業務の開札日(再度入札を含む。)までに指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 3 当社は、南部町内に本店、支店営業所又はその他の事業所(以下「事業所」という。)を有しており、事業所に従業員が常駐しています。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
役職及び氏名

印

(作成責任者)
役職及び氏名
電 話 番 号
メ ー ル
ファクシミリ